

第一種フロン類充填回収業者登録（更新登録）申請提出書類一覧

更新申請も新規の申請と必要な添付書類は同じです

No.	提出書類
1	登録（登録の更新）申請書（様式第1）
2	申請者を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が個人である場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（個人番号が入っていないもの 市役所等で発行された原本）</li> <li>申請者が法人である場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書 コピー不可）</li> </ul>
3	フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合には使用する権原を有すること）を証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し</li> <li>自ら所有権を有していない場合は、使用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し</li> </ul>
4	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載されているフロン類回収設備の種類及び能力を示す書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し（仕様のページのみで可））</li> </ul>
5	申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法に定める欠格要件に該当しないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書類（誓約書）</li> </ul>
6（※ <sup>1</sup> ）	登録（更新登録）申請書（裏面）の備考欄に次の事項を記入し、フロン類の回収又は充填に関する資格の写しを添付 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに法施行規則第40条第2号に規定する「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」の氏名等（フロン類の回収に係る資格の例は別紙のとおり）</li> <li>事業所ごとに法施行規則第14条第9号に規定する「フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者」の氏名等（フロン類の充填に係る資格の例は別紙のとおり）</li> </ul>
7（※ <sup>1</sup> ）	事業所の付近の見取り図（＝地図）
8（※ <sup>2</sup> ）	返信用封筒（角2封筒に140円以上の切手貼付、宛名記載のもの）

（※<sup>1</sup>）愛知県では添付をお願いしております。

（※<sup>2</sup>）登録通知書の郵送を希望される方はご用意ください。

その他

手数料	新規登録：5,000円／更新：4,000円 愛知県収入証紙にて納入（申請書類と同時にご提出ください。） ＊愛知県収入証紙購入場所については、次のHPアドレスにアクセスしてご確認ください。⇒ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/000006654.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/000006654.html</a>
-----	--

＊申請書は原則持参していただきますようお願いいたします。

郵送でも受け付けていますが、郵便事故等による申請書類・収入証紙の紛失について愛知県は責任を負いかねますので、ご了承願います。

＊更新申請は、有効期限満了日の1か月前を目途に行ってください。早すぎる申請（2ヶ月以上前）は、受付できません。

＊収入証紙は申請書に貼り付けしないでください。郵送の場合は、クリップで留めるなど紛失対策をしてください。

＊愛知県収入証紙の購入証明書は、必ずお手元にて保管ください。

【1. フロン類の回収に関する資格の例】

- (1) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- (2) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- (3) 冷凍空気調和機器施工技能士
- (4) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- (5) フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- (6) 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- (7) 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- (8) 自動車電気装置整備士(注1)
- (9) 冷媒フロン類取扱技術者(第一種及び第二種)

【2. フロン類の充填に関する資格の例】

- (1) 冷媒フロン類取扱技術者(第一種及び第二種)
- (2) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)(注2)
- (3) 冷凍空気調和機器施工技能士(注2)
- (4) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者(注2)
- (5) 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)(注2)
- (6) 自動車電気装置整備士(注1)(注2)
- (7) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)(注3)

注1：対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。

注2：当該資格を有し、かつ充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者

注3：当該資格を有し、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者で、かつ充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者